

平川市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、平川市とする。

(用具の種目、基準額及び給付の対象者)

第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表1の種目の欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の対象者の欄に掲げる法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。ただし、対象者については、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。

2 用具の基準額は、別表1の基準額の欄に掲げる額とし、市長は、基準額の範囲内で用具を給付するものとする。

(給付の申請)

第4条 市長は、用具の給付を希望する対象者の保護者又は18歳以上の対象者本人（以下「申請者」という。）に対し、日常生活用具給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて申請させるものとする。

- (1) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- (2) 給付を受けようとする用具の見積書
- (3) 給付を受けようとする用具のカタログの写し
- (4) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付診断書（様式第2号）又は同等の内容を有する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は申請書を受理したときは、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地に調査し、速やかに調査表（様式第3号）を作成するものとする。

(給付の決定)

第5条 市長は、内容を審査の上、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。

2 市長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書（様式第4号）及び日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）（様式第5号）を、その申請を却下することを決定した場合には、却下決定通知書（様式第6号）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

3 既に給付を受けた用具と同一種目の用具については、前回の給付日から別表1に規定する耐用年数が経過するまでの間は、原則として再給付の対象外とする。ただし、偶発的な故障又は成長に伴う使用困難等、特別な事情を有する場合はこの限りでない。

（用具の給付）

第6条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件及びアフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

3 市長は、前条第1項の規定により用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付委託書（様式第7号）により、業者に委託するものとする。

4 市長は、用具の給付に当たっては、診療報酬の対象となる用具については、診療報酬となる範囲を超える部分について給付する。また、用具に付属品がある場合は、当該付属品がないと当該用具が機能しない時のみ当該用具と共に給付するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第7条 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2 前項の規定により扶養義務者が負担する徴収基準額は、給付を受けている用具の数にかかわらず、別表2に定める額とする。

3 扶養義務者は、用具を納品する業者に対し給付券を添えて、前項の規定により負担することとされている額を支払うものとする。

4 市長は、用具を納品した業者からの請求により、用具の購入に要した額から前項の規定により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

5 前項の規定による費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

（用具の管理）

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 市長は、用具の給付を受けた者が前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第9条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため日常生活用具給付台帳（様式第8号）を整備しておくものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 1

種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）	8年	4,900円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	21,560円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	166,320円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	169,400円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	8年	66,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	8年	99,000円

特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	73,700円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	16,500円
車椅子（電動以外）	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	5年	77,440円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	13,380円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	62,040円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	1年	22,000円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	—	年額 41,580円
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	39,600円

パルスオキシメーター	人口呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者等が容易に使用し得るもの。	5年	173,250円
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用しうるもの。	—	年額 113,520円
ストーマ装具（尿路系）	人口膀胱を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用しうるもの。	—	年額 149,160円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用しうるもの。	—	年額 128,700円
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの	—	年額 170,500円

別表 2

徴収基準額表

階層 区分	世帯の階層（細）区分			徴収基準 月 額	徴収基準 加算月額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100	110
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			2,250	230
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3,000円以下	D1 階層	2,900	290
		3,001 ～ 5,800 円	D2 階層	3,450	350
		5,801 ～ 8,700 円	D3 階層	3,800	380
		8,701 ～ 13,000 円	D4 階層	4,250	430
		13,001 ～ 17,400 円	D5 階層	4,700	470
		17,401 ～ 22,400 円	D6 階層	5,500	550
		22,401 ～ 28,200 円	D7 階層	6,250	630
		28,201 ～ 58,400 円	D8 階層	8,100	810
		58,401 ～ 75,000 円	D9 階層	9,350	940
		75,001 ～ 96,600 円	D10 階層	11,550	1,160
		96,601 ～ 121,800 円	D11 階層	13,750	1,380
		121,801 ～ 175,500 円	D12 階層	17,850	1,790
		175,501 ～ 221,100 円	D13 階層	22,000	2,200
		221,101 ～ 380,800 円	D14 階層	26,150	2,620
		380,801 ～ 549,000 円	D15 階層	40,350	4,040
		549,001 ～ 579,000 円	D16 階層	42,500	4,250
		579,001 ～ 700,900 円	D17 階層	51,450	5,150
		700,901 ～ 849,000 円	D18 階層	61,250	6,130
		849,001 ～ 1,041,000 円	D19 階層	71,900	7,190
		1,041,001 円以上	D20 階層	全 額	左の徴収基準月額 の10%。 ただし、 その額が 8,560円 に満たな い場合は 8,560円

備 考

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 対象者に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該対象者の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と対象者が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

I 所得税法（昭和40年法律第33号）

II 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

III 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

・平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、本通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている対象者が属し、その徴収基準月額の算定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、本通知

の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。

- ・指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率(6%)により算出された額を用いることとする。

- ・生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。

- ・当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

別表2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該対象者の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。